

羽地内海環境現況調査業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務名称

羽地内海環境現況調査業務委託

2. 履行場所

羽地内海及び奥武島周辺海域

3. 業務目的

羽地内海東側に位置する屋我地大橋、奥武橋の橋梁下の狭窄部にて土砂の堆積が著しく、その影響で羽地内海の海水循環が滞り、魚場環境が悪化していると考えられております。

当該海域での対応策の一つとして考えられる水路開削については、過去にも行われているが、数年後には開削前の環境に戻るなどの経緯もあることから、対策後の効果も含めた検証が求められている。

当該事業は、羽地内海の海水循環を目的とした屋我地大橋及び奥武橋周辺海域の実態を把握し最適な対策を導き出すものである。

上記を踏まえ、本事業では羽地内海の現況を把握するための調査、対策方法の検討及び検証までとする。

4. 業務の概要

(1)業務内容

別紙「羽地内海環境現況調査業務委託プロポーザル発注仕様書」のとおり

(2)事業費の上限

69,641,000円（消費税含む）

(3)履行期間

契約締結の日から令和3年2月末日まで

5. プロポーザル参加資格要件

技術提案できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業者であり、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1). 参加者に共通して求める要件(協力会社においても該当する。)

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続きをおこなっていないこと。

ウ 破産法第18条又は第19条に基づく破産の申し立てがなされた者ではないこと。

- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動をおこなう者ではないこと。
- カ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- キ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において名護市における工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ク 所在する市町村の法人税を滞納していないこと。
- ケ 「別紙1-1」「別紙1-2」に挙げる項目を満たしていること。
 - ・「別紙1-1」項目については【様式2-1】【様式2-2】に記載すること。
 - ・「別紙1-2」項目は【様式3】【様式4-1】【様式4-2】に記載すること。

(2). 共同体の結成にあたっての要件

- ア 構成員は2業者又は3業者とする。
- イ 自主結成方式とする
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- オ 構成員は本要項5.(1)-1.ア~ケ」の要件に該当する企業とする。
- カ 構成員の最小出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上でなければならない。
- キ 共同企業体として参加表明をおこなう者は、参加説明書とあわせて【様式14】「共同企業体協定書」を提出すること。
- ク 前記書類を提出した者は、当該書類に記載する構成員を変更することは出来ない

6. 応募手続

(1) 参加申込（参考申込をしていない場合、技術提案書は受け付けない）

- ア 参加表明書の提出
参加を希望する者は、「(3)提出書類ア~ク」を提出するものとする。

(2)参加表明書の提出期限 令和元年11月25日（月）の午後5時まで （必着）

(3)提出書類

- ア. 【様式1】「参加表明書」
- イ. 【様式2-1】「企業の実績等」【様式2-2】「企業の同種又は類似業務実績の概要」
- ウ. 上記イ. 記載の業務実績を証明する書類の写し。
- エ. 【様式3】「業務実施体制」
- オ. 【様式4-1】「配置予定業務責任者調書」
【様式4-2】「配置予定業務責任者の実務経験」
- カ. 上記オ. 記載の業務責任者との雇用関係を証する書類の写し、業務実績を証明する書類の写し及び、エ. 記載の配置担当技術者との雇用関係を証明する書類の写し。

キ. 全部事項証明書又は登記簿謄本（個人事業主については住民票）

※キは3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

ク. 法人税完納証明書写し

ケ. 参加表明書添付書類チェックシート

(4)提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。(必着)

※担当窓口による受付は午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く）

(5)技術提案資格確認結果及びプロポーザル技術提案関係書類提出要請書の交付

参加表明書を提出した者に対し、【様式6】技術提案資格確認通知書を交付する。

あわせて、資格を有すると認められた者に対し、【様式7】技術提案関係書類提出要請書を交付する。

なお、資格を有すると認められなかった者に対してはその理由を技術提案資格確認通知書に記載する。

ア. 参加資格の審査結果通知日（技術提案資格確認通知書）：令和元年11月29日（金）

イ. 技術提案関係書類提出要請書交付日：令和元年11月29日（金）

ウ. 交付方法：郵送（電子メールにて写しを送付）

エ. その他

資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日から翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

オ. 本業務に係る公募内容に関する説明会は特に設けない。

7. 質問の受付

（資格を有すると認められ技術提案関係書類提出要請書の交付を受けた者対象）

質問がある場合、【様式9-1】質問書を提出すること。口頭による質問は不可とする。

(1)受付期間

令和元年11月29日（金）から令和元年12月4日（水）正午(必着)

(2)提出方法

原則としてFAXにより担当課へ送付すること。

(3)回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答については、公平性を確保する観点から、原則としてFAXにより、参加表明書を提出した全員に、又は技術提案資格者全員に対し回答する。

【様式9-2】回答書

8. 技術提案書類の提出

(1)提出方法

技術提案資格者は(2)技術提案関係書類ア～エを技術提案書類一式とし、下記の部数持参

又は郵送にて提出するものとする。(技術提案書類の手書きは不可とする)

・ 原本 (技術提案関係書類一式) : 1 部 (両面印刷)

・ 副本 (技術提案関係書類一式) : 8 部 (両面印刷)

※ 副本は、技術提案関係書類一式をホッチキス留めしたものを 1 部とし、9 部提出すること。

※ 原本及び副本の技術提案書には、ページ番号を記載すること。

(2) 技術提案関係書類

ア. 【様式 8-1】 公募型プロポーザル応募申請書

イ. 【様式 3】 業務実施体制

ウ. 【様式 5-1】 予定技術者調書【様式 5-2】 予定技術者の実務経験

※ 予定技術者 (管理・照査・担当・環境) の人数分を【様式 5-1】【様式 5-2】に記載し提出すること。

※ 参加表明書提出時に提出した【様式 4-1】 配置予定業務責任者調書に記載した技術者について、変更がある場合は再度、変更した【様式 4-1】【様式 4-2】 配置予定業務責任者の実務経験を提出すること。

エ. 技術提案書 (別紙、「羽地内海環境現況調査業務委託プロポーザル発注仕様書」P.4「7. 技術提案書」(1)～(4)に掲げる書類)

(3) 提出期限

令和元年 1 月 29 日 (金) から令和元年 1 月 19 日 (木) 午後 5 時まで(必着)

※ 担当窓口による受付は午前 9 時から午後 5 時までの間 (土・日・祝日を除く)

(4) 申請受理票

技術提案書類の受理後は、申請受理票【様式 10】を交付する。

(5) 技術提案書等の内容

ア. 提案業務の執行体制

提案業務を実行するための執行体制を記載すること。統括責任者、業務毎の責任者、担当者の役割分担、所属、専任担当者の経歴等について記載すること。

イ. 実施方針

本業務を行うにあたっての基本方針、業務手法及びフロー図等について記載すること。

ウ. 実施行程等

仕様書記載の業務概要の項目ごとに、具体的なスケジュール案を記載すること。

エ. 業務を実施するにあたり取り組む課題や対応策について

オ. 必要経費概算

総額 69,641,000 円(消費税込)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。また、本業務が令和元年度～令和 2 年度の約 14 ヶ月を見込んでいることから 14 ヶ月分の経費見積を提示すること。

《留意事項》

① 本業務を実施するにあたり必要と考えられる一切の費用を見積もること。

② 各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように明記すること。

③各経費は税抜価格とし、経費合計に対する消費税額を記載すること。

- (6) 技術提案書のヒアリング開催日： 令和元年12月23日（月曜日）
(7) 契約交渉相手方の決定通知日： 令和元年12月25日（水曜日）

9. 技術提案書等の評価基準

「別紙2-1」～「別紙2-2」参照

(1) 「業務遂行体制・業務実績の評価」

- ア. 業務遂行体制は適切な人員配置、対応人数となっているか。
- イ. 担当者の実務経験年数、業務実績は十分か。

「別紙3」参照

(2) 技術提案書（実施方針、実施フロー、工程表、その他）

- ア. 本業務の目的を的確に把握しているか。
- イ. 羽地内海の現状及び課題を的確にとらえているか。
- ウ. 必要な環境調査、測量、土質調査、環境改善設計手法を的確にとらえているか。
- エ. 提案される環境調査、測量、土質調査、環境改善設計手法等は、妥当性があり、かつ、効率的・効果的なものであるか、また実現性があるか。
- オ. 全体フロー、全体工程表、実施手順・手法は、妥当であるか。
- カ. 関係機関や地域住民との調整・連帯の意義、必要性について把握しているか。

「別紙3」参照

(3) 評価テーマに対する提案書

- ア. 提案内容の構成：課題解決に向けた技術提案の内容構成は体系的にしっかりしているか。
- イ. 提案内容の優良性：技術提案の内容は、明瞭生、具体性、妥当性、的確性、実現性、独創性を伴っているか。

「別紙3」参照

(4) 見積価格

- ア. 業務コストの妥当性及び業務規模とのかい離がないか。

10. 審査及び選定順位の決定等

(1) 選定委員会

市が別に定める「羽地内海環境現況調査業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

(2) 審査方法

- ア. 選定委員会が「別紙2-1」～「別紙3」記載の「評価項目及び基準」に基づき、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション内容により、審査・評価をおこなう。
- イ. プレゼンテーション後、総合点数の高い方を上位として順位を決定いたします。ただし、総合点数300点以上を対象とします。
- ウ. 最高点のものが複数いる場合は選定委員会の意見も踏まえ、選定委員による多数決をもって順位を決定します。なお、同数の場合は委員長によって決定します。

第1位順位者が契約者の取り扱いとするが、協議により契約の合意に達しなかった場合、又は選定後に取り消しとなった場合については次順位者と協議をおこない、契約するものとする。

エ. プレゼンテーション（審査会）の日時場所等については、別途通知するものとする。

(3)プレゼンテーションの実施方法

ア. 1技術提案につきプレゼンテーション所要時間20分以内としその後10分程度の質疑応答をおこなう（計30分）

イ. 会場への入場者は1提案者あたり、業務責任者、管理技術者、照査技術者、担当技術者を含む6名までとする。

ウ. パワーポイント等を使用する場合は事前に担当課へその旨を連絡すること。

エ. プレゼンテーションの順番は技術提案関係書類の受理順とし、審査15分前までには、所定の場所で待機すること。プレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合は失格とする。

オ. プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは出来ない。

カ. プレゼンテーション実施時に追加資料の配付は認めない。

(4)審査結果の通知

選定委員会終了後、決定した委託候補者に対して、審査結果を速やかに文書で通知する。

(5)提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案者は、これを無効とする。

ア. 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件をみたさなくなった者による提案

イ. 提出書類に虚偽の記載をおこなった者による提案

ウ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ. その他、公募型プロポーザル募集要項に違反した場合

1 2. 技術提案参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

プロポーザル参加表明書を提出した者が、参加を途中で取りやめる場合には、プロポーザル参加辞退届【様式8-2】を担当課へ持参又は郵送により提出すること。

1 3. 契約の締結について

(1)契約の手続きについて

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2)契約保証金

委託候補者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則第26条第1号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3)前払金

契約受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了時期を保証期間とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。

14. その他（留意事項等）

- (1)技術提案者は、技術提案書類の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2)本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し本件応募についての接触を禁じる。
- (3)提出された技術提案書類の内容は、発注者の承諾なしに変更することはできない。
- (4)本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (5)応募の際、提出した関係書類はすべて行政文書となることから、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取り扱いとなる。
- (6)技術提案書類の作成及びプレゼンテーションにかかる諸費用など応募に関して必要となる費用は応募者の負担とし、提出資料等の返却はしない。
- (7)1事業者あたりの技術提案は1件までとする。

15. 担当課等（書類の提出及び問合せ先）

名護市農林水産部農林水産課林務水産係（担当：松石）

所在地 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

TEL 0980-53-1212（内線283）

FAX 0980-53-7455

E-mail yoshiteru-m@city.nago.lg.jp